

第三回郷土史講座 『備後の式内社』 歴史民俗研究部会 平田彦彦

★式内社とは

一般に「しきないしゃ」と読むが、「しきだいしゃ」ともいう。また「式社」と表記することもある。式内社は『延喜式』神名帳の条に表記されている神社のことで、全国に三一三二座(祭神数)・二八六一社(神社数)ある。

神祇官の掌る官幣社と国司が掌る国幣社に分かれ、さらにそれぞれに大社・小社があつて、社格に応じてあずかる祭、幣帛の数量や品目に差異がある。明治時代の神社制度の社格確定の史的基準となつた。

官幣大社は西海道以外の諸道にあり、三〇四座を数える。官幣小社は四三三座あるが、いずれも畿内に限られ、国幣社は大社・小社とも畿内にはない。国幣小社は二二〇七座あり、式内社の三分の二以上を占める。『延喜式』臨時祭の条には、大社のうち名神祭にあずかる神社(名神大社)として二八五座(二〇三社)が記載され、そのうち官幣社は一二七座である。

式内社は約千百年の年月を経ているためにその所在地が変わつていくものが多い。現在地と旧所在地が異なる場合、旧所在地になんらかの標識がある場合もあるが、何も場合も多いし、旧所在地がどこだったのかも分からない場合も多い。それどころか、まったく行方不明の式内社も相当数にのぼる。このような式内社を「廃絶社」というが、このこの廃絶社について旧所在地を探することは容易ではない。

※明治新政府によつて、戦前まで「神宮(伊勢神宮)」のほか「官幣大社・中社・小社」「別格官幣社」「国幣大社・中社・小社」「府県社」「郷社」「村社」「無格社」等が新たに規定されたが、これらの「官幣」「国幣」「大社」「小社」は式内社と必ずしも一致しないので注意が必要である。

★『延喜式』

「式」とは律令法の施行細則を集成した法典のこと。『弘仁式』『貞観式』『延喜式』のいわゆる三代式があつたが、完存するのは『延喜式』だけで、古代史の研究上、極めて価値が高い。

『延喜式』は醍醐天皇の命により延喜五年(九〇五)に編纂が開始されたが、作業の本格化は藤原忠平の時代で、延長五年(九二七)に撰進。こののち修訂作業が行なわれたが、完了しないまま康保四年(九六七)に施行された。律令格の施行細則の網羅的な集大成にふさわしい内容を持ち、とくに公家の世界では、行事や儀式、法令研究の典拠として尊重された。

★名神祭、名神神祭

名神とは奈良・平安時代の靈験にすぐれた諸国神社の祭神の名称をいう。『続日本紀』の天平二年(七三〇)一〇月二十九日の条に、渤海の進物を諸国の名神社に奉つたとある

のが初見である。六国史には弘仁二年(八一)以降、名神加列の記事が多く見られる。なお、『延喜式』神名帳には三〇六座(二二四社)が「名神大(名神大社の略)」と記されており、先の臨時祭の条と若干の違いがある。

名神祭とは、これら朝廷が定めた諸国の名神に対して臨時に奉幣使を派遣して祈願した祭祀のこと。国家の重大時にあたり、崇敬の厚い神に対して行なわれた。

★式外社

一般に「しきげしゃ」と読むが「しきがいしゃ」でもよい。「式外」「式外の社」とも表記。『延喜式』神名帳に記載されていない神社のことである。京都府の石清水八幡神社のように二十二社(伊勢神宮、賀茂上下社、平野、稻荷、春日、大神など朝廷が崇敬した最高の社格を持つ二十二の神社)に列せられた神社でも式外社のことがある。

式内社は当時の神社のごく一部に過ぎなかつたことは間違いない。例えば、やや時代下るが、本郷町の楽音寺には、鎌倉時代に成立した「安芸国神名帳」が伝わっている。これには実に一八七社もの神社が掲載されている。こうした事情は備後国でも大差はなかつただろう。

★備後の式内社

備後の式内社は別図・別表(図と写真は『式内社の研究』から転載、表は『広島県史』古代中世通史編に所載のもの)のとおり一七社(一七座)ある。

これを見れば、備後国には名神社はもちろんのこと大社が一つもなく、国幣の小社ばかりであることが特色だろう。その分布については神石郡を欠いているのと、沼隈郡に三社数えるほかは、各郡に二社ないしは三社所在している。

これに対して安芸国は佐伯郡速谷神社、同伊都岐島神社および安芸郡の多家神社の三社のみだが、そのいずれもが大社(速谷神社は官幣、他二社は国幣)であり、しかも名神祭にあずかつている。

備後国一七座は全国平均よりかなり下回るが、国内にまんべんなく分布しており、全てが国幣小社といえるのは珍しい。一方安芸国の三座は薩摩の二座に次ぐ少なさで、小国志摩と同数である。しかし、その全てが名神大社というのは他国に例がなく、備後国と著しい対照をなしている。備後・安芸のこうした対照について、安芸には官社が少ないので全てを名神大社とし、備後をすべて小社にしてバランスを取つたという考えもあるが、決してそうではない。例えば、同じ隣国の出雲は一八七座、石見も三四座であり、宍粟・対馬の島であつてもそれぞれ二四座・二九座と備後両国を上回り、大和や伊勢にいたつては二百数十座を数える。こうした事実は式内社の指定が国別の均衡とは無縁であることを如実に物語っている。

しかしながら、神を祀るのは人である。その集団が斎き祀る神の位階が、中央との関係のある程度表わしているともいえる。つまり、地方の神社の中央への関係が、その神を祀る在地の豪族への働きかけによるところが大きいものだったとするならば、そこに在地郷統と権門との間に私的な保護・被保護の関係に入っていく事情や、在地勢力の交

替などさまざまな要因を考慮することができる。

★国史現(見)在社

六国史(『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『三代実録』)に記載されている神社のことを「国史現(見)在社(こくしげん(けん)ざいしや)」という。

備後国の国史現在社は別表(『広島県史』古代編所載)のとおり七座(七社)あり、そのうち式内社は三座(三社)である。

神社と寺院は、本来的には国家や人間によつて崇敬される対象であった。神田や寺田が版田収授の対象とされず、租税を納めないのもそのためであり、神社に対する朝廷の土地寄進も施入であつて賜田ではなく、聖武天皇が東大寺大仏に向かつて「三宝の奴」として仕え奉るとしたのもそのためである。そのため律令国家前期では社寺は親王や王臣と違つて位階に叙されることがなかつた。

ところが、律令制中央集権の理念の進展につれて、地方の神々(換言すればその神々を斎祀する人間集団の精神世界)を支配のもとに置くという観念を生むにいたつた。律令制は時代の推移とともにその制度が破綻していくのにもかかわらず、あるにはそれゆゑにこそ、観念的には神社を中央支配のもとに置く思想が発展していくのである。ここに神位制度が発生し、祭祀を担当する当事者もそれを中央との結びつきの強化と考え、光栄と感ずるようになっていったのである。

『続日本紀』の天平勝宝元年(七四九)に「(宇佐)八幡大神に一品を授け」とあるのが神位の初見だが、この場合その趣旨は、大仏造営に関連しており、神そのものよりも神官らに遇する特別措置と解するべきものである。ところが、平安時代に入ると、地方の神々を官社に列したり、名神として奉幣したり、神位を授けることが盛んに行なわれるようになる。

国史に記載されているのは、従五位下以上の神位に叙されたばかりのみだが、国史記載されていない神々にも六位以下の叙位が行なわれていたことを証明するのは、『日本文徳天皇実録』仁寿元年(八五一)の、天下六位以下無位神々に対して一律に正六位を叙する、という記事である。この記事は従来も六位以下や無位の神々が多数存在したことを示すものであり、同時に中央の理念としてあらゆる無名の社にも位を授けて国家統治のもとに置くことを推進した画期といえる。

表を見ると、安芸国は佐伯郡・安芸郡を中心に有力な神社が集中しており、これらの神社を指示する勢力がこの地域に集中していたことをうかがわせる。それはまた、大化以前からの阿岐国造や佐伯氏がなどの有力集団が律令時代になおその影響を残していると見るべきだろう。これに対し、備後国では特に有力な神社がなく、したがつてこれらの信仰を支える有力氏族もなく、弱小氏族の群立している状態がうかがえる。

★須佐能袁能(すさのおの)神社

・現社名 素盞鳴(すさのお)神社 ・所在地 芦品郡新市町戸手字天王

当社は神谷川が芦田川に合流する東側に東面に鎮座する。当地の旧称を品治郡江熊郷戸手村江熊という。

・祇園社として

当社は備後国三祇園の一つの数えられ、「牛頭天王社」「天王社」「祇園社」「祇園牛頭天王社」などと称した。明治元年(一八六七)の福山藩の式内社調査によつて、式内社「須佐能袁能神社」と論定され(「天王社此度取吟式内の神社に相違無之に付神號相改め素盞鳴神社と被仰出候」天王寺光純の日記)、現称の「素盞鳴神社」に改めた。一般的には「戸手の天王(または祇園社)」、地元では「天王さん」と呼んでいる。

・疫隅の国社として

また、当社は鎮座地の旧称が「江熊(えのくま)」であつたところから、『備後国風土記』逸文記載の「疫隅の国社(えのくまのくにつやしる)」にも比定されている。

・問題点

「須佐能袁能神社」が深津郡所屬となつているのに対し、当地は旧品治郡内であつたこととで、この神社を否定する説もある。代表的なものは次のとおり。

①天神社(旧称素盞鳴神社) 福山市蔵王町天神前三〇五六 『福山市史』

②素盞鳴神社 深安郡神辺町上御領六〇二 当社自ら「神社明細書」を提出

③王子神社 福山市東深津町五丁目三二〇五 志賀剛『式内社の研究』

これに対し、青野春水氏は「往古此辺まで深津郡なりし」という『備後六郡志』の一節や、当社所蔵の磐石にある銘文「備後国深津郡江熊牛頭天王社再興之事、依瑞想天文九年(一五四〇)四月十日始、同廿日成就(後略)」根拠に当社が式内須佐能袁能神社に比定できるとしている。

★蘇民将来伝説

(東洋文庫版「備後国風土記逸文」吉野裕訳)

備後の国の風土記にいう——疫隅の国社。昔、北の海のおいでになつた武塔の神が、南の海の女子を求婚(よばい)に出ていかれたところが、日が暮れた。そのところに将来兄弟の二人が住んでいた。兄の蘇民将来はひどく貧しく、弟の将来は富み、家と倉が一百あつた。ここに武塔の神は宿を借りたが、惜しんで貸さなかつた。兄の蘇民将来はお貸し申し上げた。そして粟柄(粟の茎)をもつて御座所を造り、粟飯などもつて饗応した。さて終わつてお出ましになり、数年たつて八柱の子供をつれて帰つてきて仰せられて、「私は将来にお返しをしよう。おまえの子孫はこの家に在宅しているか」と問うた。蘇民将来は答えて申し上げた。「私とこの妻がおります」と。そこで仰せられるには、「茅の輪を腰の上に着させよ」と。そこで仰せのままに着けさせた。その夜、蘇民将来の女の子一人をのこして、全部ごとく殺しほろぼしてしまつた。そこで仰せられて、「私は速須佐雄の神である。後の世に疫病がはやつたら、蘇民将来の子孫だといつて、茅の輪を腰に着けた人は免れるであろう」といつた。

広島県(備後国・安芸国)の式内社二〇社

備後国

所在郡名	社名	社格	解説
安那郡	多那伊奈太伎佐那布都神社	小	安那郡山野村原谷(福山市加茂町山野)にあり、古来盤穴宮と称する社これなりといふ。祭神不詳なれども、「国造本紀」下道国造祖兄彦命、亦名稱建別とあり、「古事記」尾張連之祖、建伊奈陀宿禰がある。そのいずれかの祖神として子孫によって祭られたものであろう。
同	天別豊姫神社	小	安那郡川北村にあり、もと海城が入込んでいた海浜に臨んでいたが、朝山氏築城のとき、守護神として黄葉山に移したと伝える。祭神は豊玉姫命、記紀に海蛇神で彦火々出見尊の室となる神話がある。
深津郡	須佐能袁能神社	小	「備後国風土記逸文」にいう素戔嗚尊を祭る疫偶社であるという。「福山市史」は福山市蔵王町にありとする。他に安那郡法成寺村古江木(福山市駅家町法成寺)須佐能袁能神社説があるが、法成寺村は安那郡で深津郡でない。また品治郡戸出村、江熊牛頭天王社(素戔嗚神社)を祭る説があるが、これも郡名に難がある。
部	爾比部売神社	小	奴可郡久代村(比婆郡西城町)高野権現をニヒツ山とも称したという(『芸藩通志』)。のち西城町にてこれを祭る(同上)。すなわち当社の由緒を惜しみ、町内の敵島神社に勧請していたが、文化年中別に爾比部売神社を建立した(旧「広島県史」二社寺志七一頁)。
沼隈郡	高諸神社	小	沼隈郡今津村(福山市今津町)の剣大明神これなりという(小田原式社明細書)。白鳳五年創建の由緒を語る。「福山志料」はこれを非なりという。祭神不詳。度会延経は高魂命であるとする。国史現在社でもある。
同	沼名前神社	小	もと沼隈郡後地村(福山市納町)の渡守大明神、祭神船玉命。はじめ納町西町に鎮座するを、慶長四年(一五九六)八月、後地村に移し、貞享二年(一六八五)水野氏再建のとき草谷に移し、明治四年五月、國幣小社に列せられ、同九年七月、同所祇園社本殿に移る。福山市納町草谷鎮座。渡守神を本殿に、素戔嗚尊を相殿に奉斎する。
同	比古須伎神社	小	沼隈郡諫山郷長和村彦山(福山市瀬戸町長和)にあり(小田原式社明細書)。神名帳考証の諸本、祭神を孝靈天皇の皇子彦狭島命に擬している。そうだとすれば、命は海部直らの祖であり、現地は古代には付近まで海域であったから、吉備海部直らの祖神を祭つたものと考えられる。
品治郡	多理比理神社	小	品治郡宜山村上山守(福山市駅家町)八幡神社は相殿に多理比理神社を祭るといふ。多理比理神社は建武ごろまで小丸神山にあったが、社殿破れて延元元年(一三三三)八月八幡神社に合祀されたという(旧「広島県史」二一八六頁)。度会延経は息長帯比売を祭神とし、伴信友は多理比理は多理比売の誤写であろうとする。吉備品理君の祖息長日子王の姉が息長帯姫であるという「古事記」の記事が注目される。八幡神社は近年廃社となり、新市町宮内吉備津神社の境内社となる。
栗田郡	賀武奈備神社	小	栗田郡出口村(府中市出口町)に三室山甘南備社あり、国史現在社でもある。祭神は神魂命であらうともいふ。平安初期以前出雲國美保岡から勧請されたと伝え、水野氏より御供料田および山林等を寄進される。
同	国高依彦神社	小	はじめ栗田郡藤尾村(品治郡新市町藤尾)に鎮座せられていたが、のち同村宇父尾の高麗神社の相殿に祭つたという。文永三年(一一三三)国高依彦を市町に分祭、市町大明神と称し、寛正三年(一一三三)焼亡したので、もとの高麗社(龍王社)に復したという。度会延経は高諸神社と同じく高魂命を祭神とするという。
甲奴郡	意加美神社	小	甲奴郡稲草村伊賀美谷(総領町稲草)に鎮座。オカミはすなわち龍で水神である。のち吉備津彦神を合祀して社号を意加美吉備津彦神社と称したが、明治初年旧号に復した。
三上郡	蘇羅比古神社	小	三上郡本村(庄原市本村町)にあり、位置は嶽崎山の麓を占め、古来当郡産土神の称がある。蘇羅比古の名は度会延経によれば大八洲靈とし洲環の靈かといっている。しかし「日本書紀」神代下、海宮遊幸一書説に海神宮の娘豊玉姫が宮の井戸の傍で彦火々出見尊を産見し、これ妙美の虚空彦という者かといつた神話があり、天と地の中間の男神と解すべきであらう。

所在郡名	社名	社格	解説
惠蘇郡	多加意加美神社	小	もと惠蘇郡向泉村(比婆郡口和町向泉)宝蘇山にあり、「芸藩通志」によれば、同官麻尾家譜によつて、和銅のころは宮内村八国見山上にあり、のち向泉村木原に移り、寛永九年宝蘇山に移るとする。大正三年現地向泉の小字下向住に移る。
御調郡	賀羅加波神社	小	御調郡山中村(三原市中之町)干川谷にあり、干川とは平素は水流がなく、伏流をなす川の意味で、オカミなどと同じく水神に關係する社と思われ。しかるに度会延経は、カラカハを神の意とし、出雲國韓羅神社の傍例をあげている。これも一説といふべきである。
世羅郡	和理比売神社	小	世羅郡本郷村(世羅町本郷)の小山の上にあり、山下に拝殿あり、また鳥居本とよぶ地があり、昔の鳥居の立っていた所という(『芸藩通志』)。神像は女神像といわれ、女神であることはたしかである。しかし度会延経が和と加と普通ととし、出雲加利比売神社の例を引いて、祭神を稲靈としているのはいささか付合の観がある。
三輪郡	知波夜比古神社	小	三輪郡三良坂村(双三郡三良坂町三良坂)御箱山にあり、同郡神杉村高杉(三次市高杉町)にも千早彦神社(俗稱二宮)あり、論社として有名である。三良坂の社は江戸時代久しく廃し、旧地神本に注連繩を張る。幕末時代高杉の千早彦神社と式内社を争い、明治四年神祇省の指揮により、高杉の方を式内社とした。「国造本紀」によれば、物部連の祖出雲色大臣命五世孫に知波夜命があり、成務朝に參河國造に任じたことある。物部連は近畿以西西日本に蟠居した先住強大種族であり、その一族の知波夜命が出雲系の神とされたことを物語るものである。
三次郡	知波夜比売神社	小	三次郡下布野村(双三郡下布野村下布野)布野山に鎮座。もと姫嶽にあつたが社宇破損かつ流失し、ついに寛政十二年(一八〇〇)高尾山八幡宮に合祀し、ついでその背後に飯殿を建てたという。「芸藩通志」によれば、旧地を宮ノ壇と称し、いまに神木あり、その近辺に千早垣内とよぶ地ありという。物部連の子孫で出雲系の知波夜命と相並んで夫婦神とみなされる。

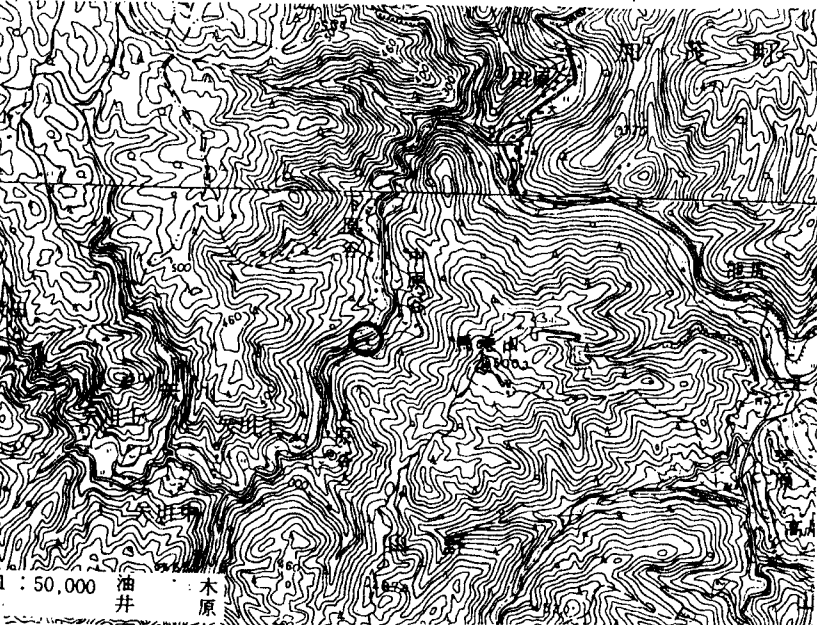
安芸国

所在郡名	社名	社格	解説
佐伯郡	速谷神社	名神大	月次・新嘗
同	伊都伎島神社	名神大	月次・新嘗
安芸郡	多家神社	名神大	月次・新嘗

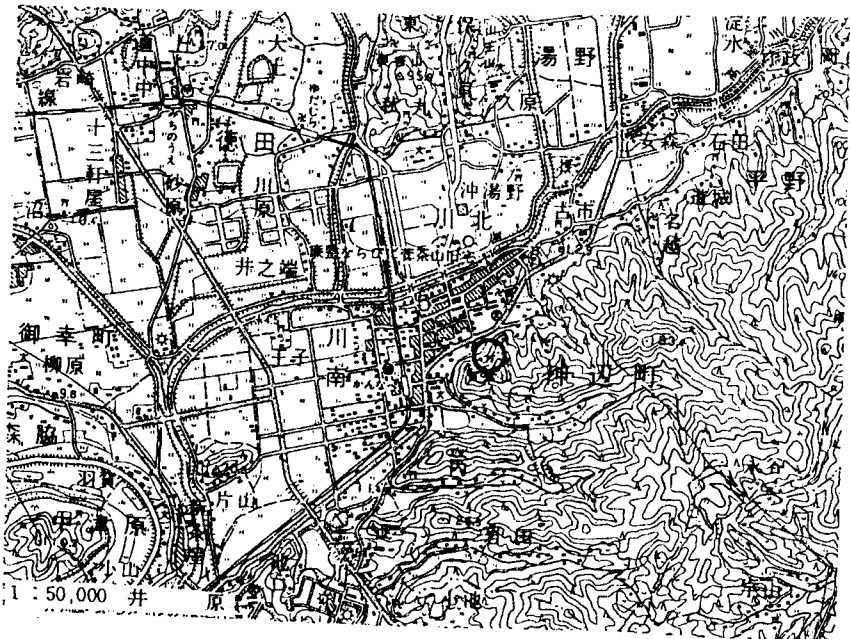
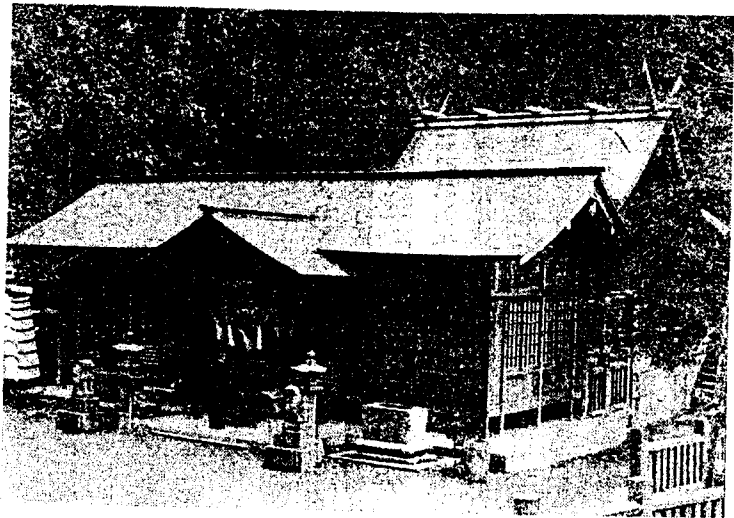
解説

月次・新嘗に幣帛を受けるのは官幣に預かる名神大社を意味する。明治以前は速田大明神・速田神社ともいひ、ハヤタニとも発音したという。「安芸国神名帳考」(安永八年二月荒木田経雅撰、松岡経平著、神祇全書五所収)によれば、御神体は自然の巨石で、多支津比咩命を祭るといひ、俣言に敵島のおば神という。「芸藩風土記」の飽速玉命説を可とする。佐伯郡廿日市町上平良鎮座。たんに名神大とあるのは祈年祭に國幣に預かる名神大社を意味する。推古天皇の朝に佐伯藏本(藏元、鞍轡とも)敵島三笠浜に当社を創建すと伝える。そののち平家が氏神に準じて崇敬したことは本編に詳説されている。祭神は本来は伊都伎島姫であり、國史に現われる中子天神と宗方小専神とを合わせて三女神として三座を鎮座したようである。佐伯郡宮島町三笠浜鎮座。祈年祭に國幣に預かる名神大社である。その訓もタケ、オホイへ、オホノミの三説があるが、タケが穩当である。その鎮座地については古來諸説があるが、安芸郡府中村松崎八幡神社の境内社たけい社がその遺名であるとする説(『芸藩通志』)または同町の惣社は多家神社に営まれたとの説(『安芸国神名帳考』)が有力である。惣社は國內の神社をままとめて祭祀し、國司が各社巡拝の手数を略したものとす。明治初年両社の間に相論あり、結局明治四年両社をともに廃祀し、両社の中間地点で埃宮伝説地である誰曾の森において、明治七年四月多家神社を創祀した。祭神は古來、大己貴命・素戔嗚尊・神日本磐余彦命(神武天皇)といわれ(『安芸国神名帳考』)、今日主神は神武天皇である。安芸郡府中町上宮町鎮座。

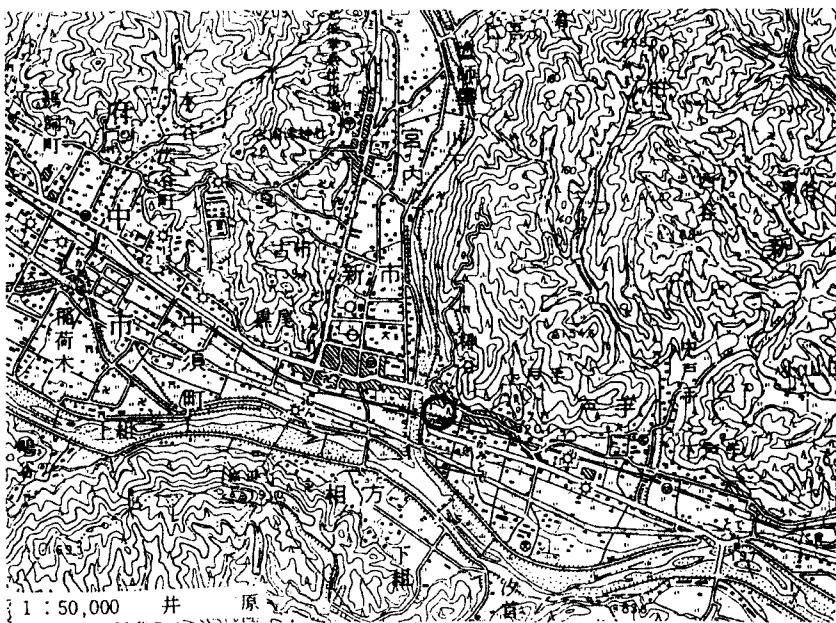
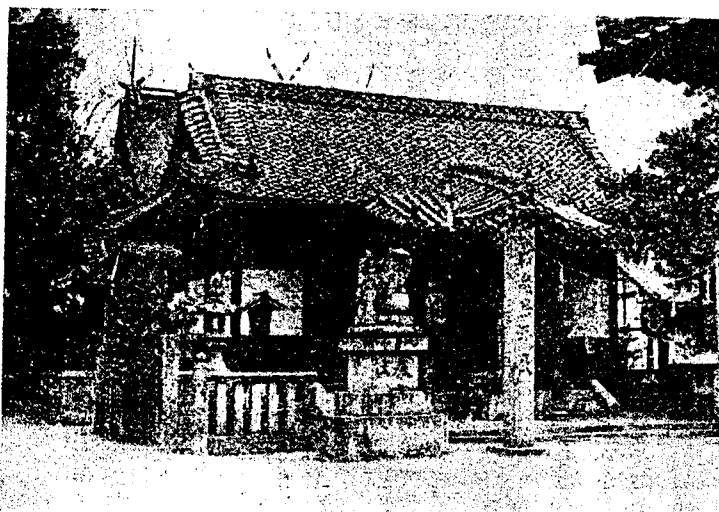
1 多^タ祁^ケ伊^イ奈^ナ太^タ伎^キ佐^サ耶^ヤ布^フ都^ツ神^シ社^ヤ



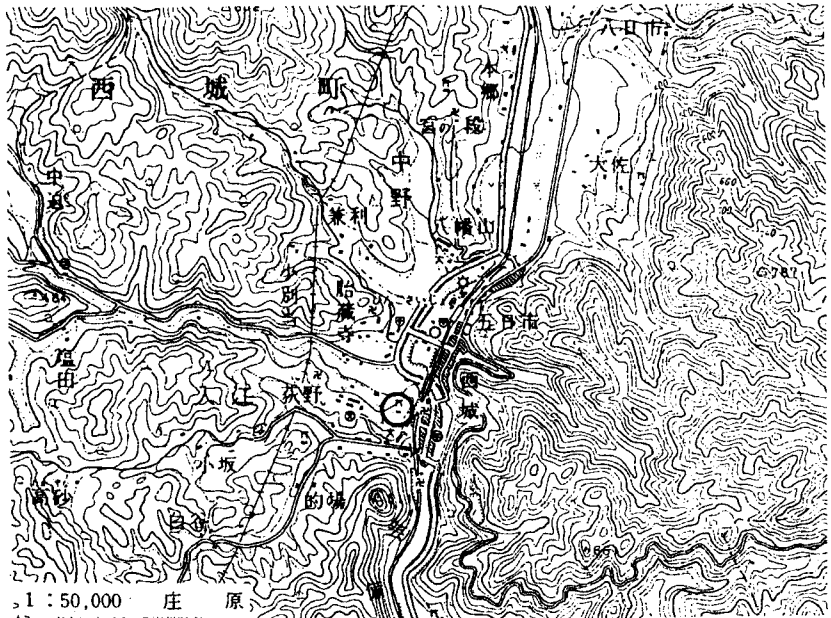
2 天^{テン}別^{ベツ}豊^ユ姫^{ヒメ}神^シ社^ヤ



3 須^ス佐^サ能^ネ袁^{エン}能^ネ神^シ社^ヤ



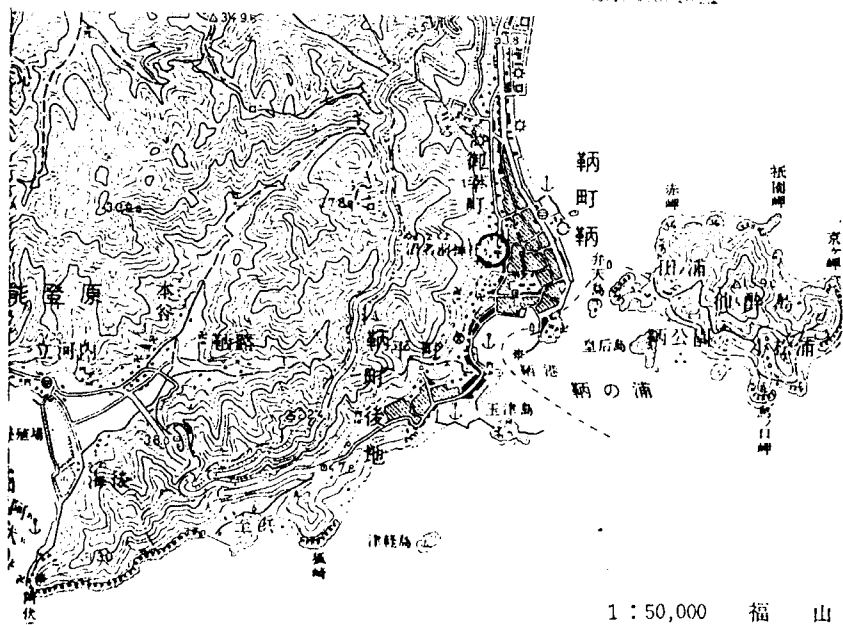
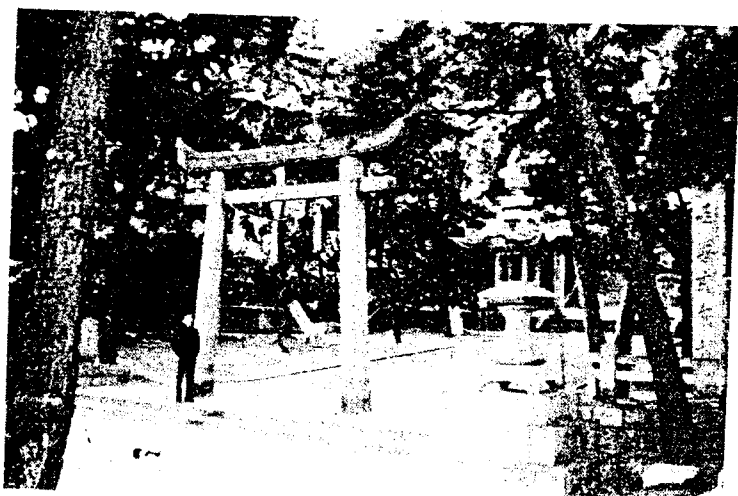
4 邇^ニ比^ヒ都^ツ賣^{ヒシ}神^シ社^ヤ



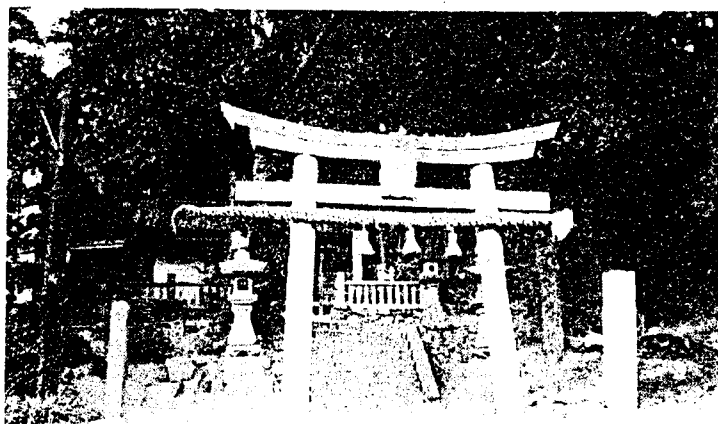
5 高諸神社



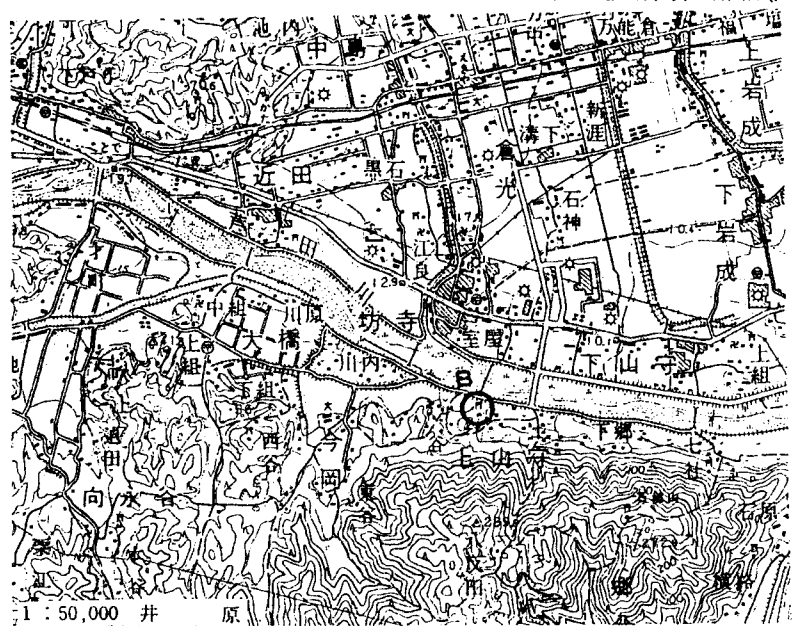
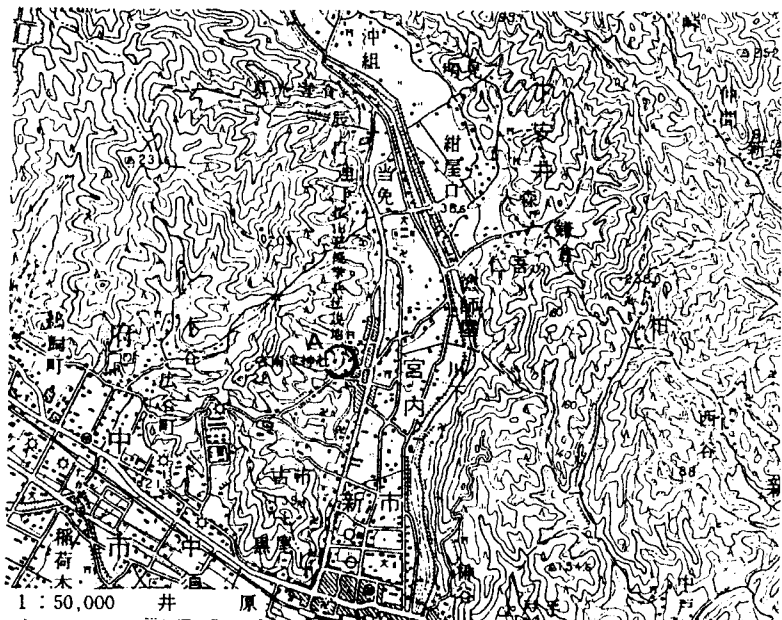
6 沼名前神社

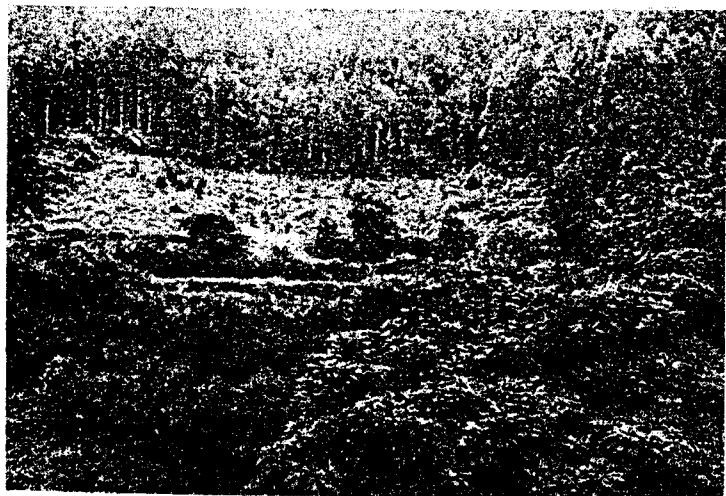


7 比古佐酒伎神社

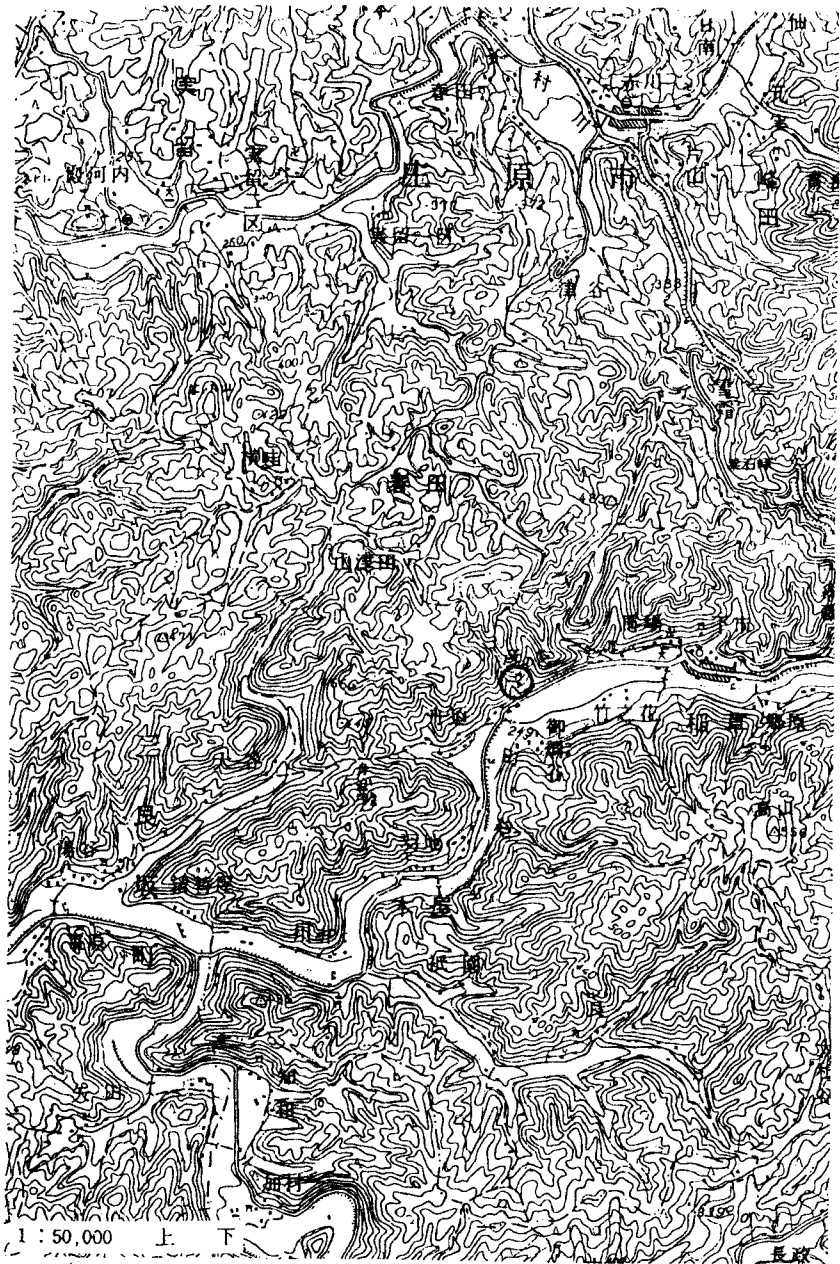
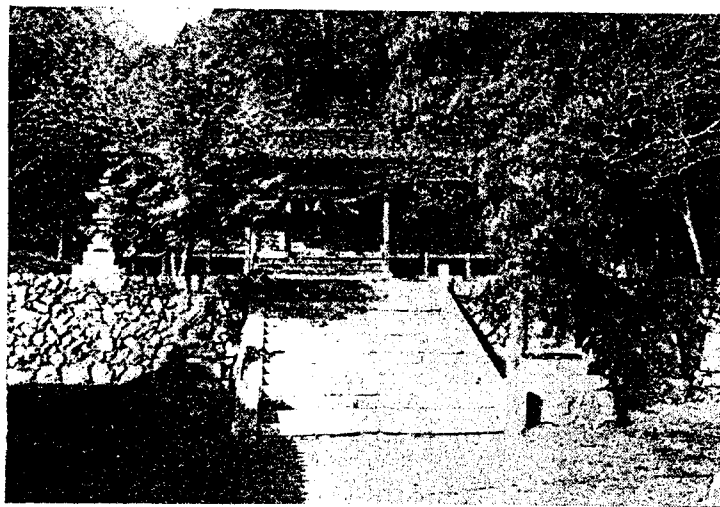
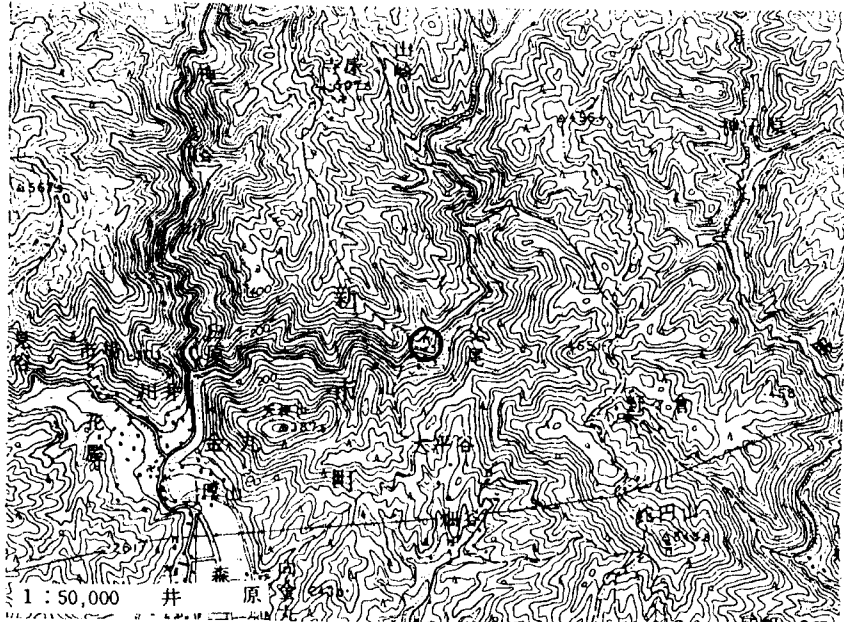
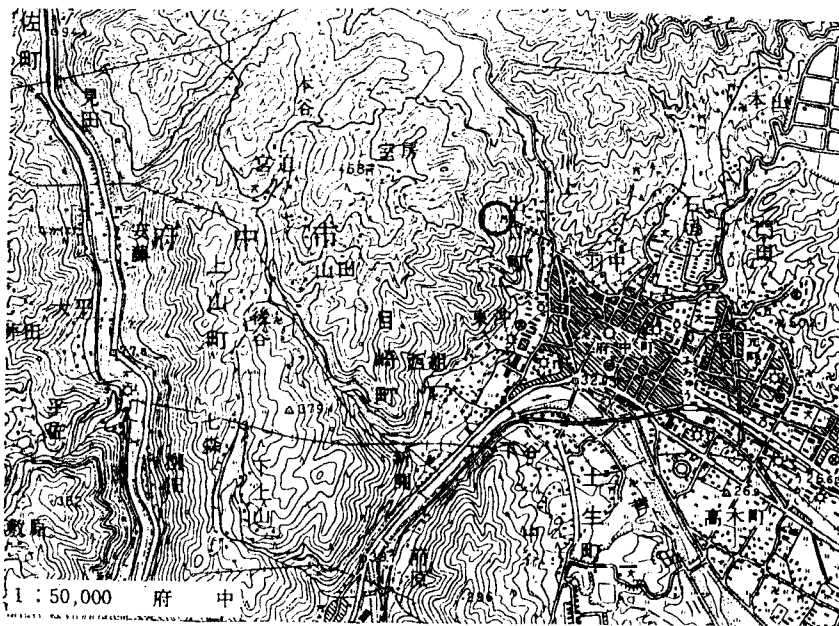


8 多理比理神社



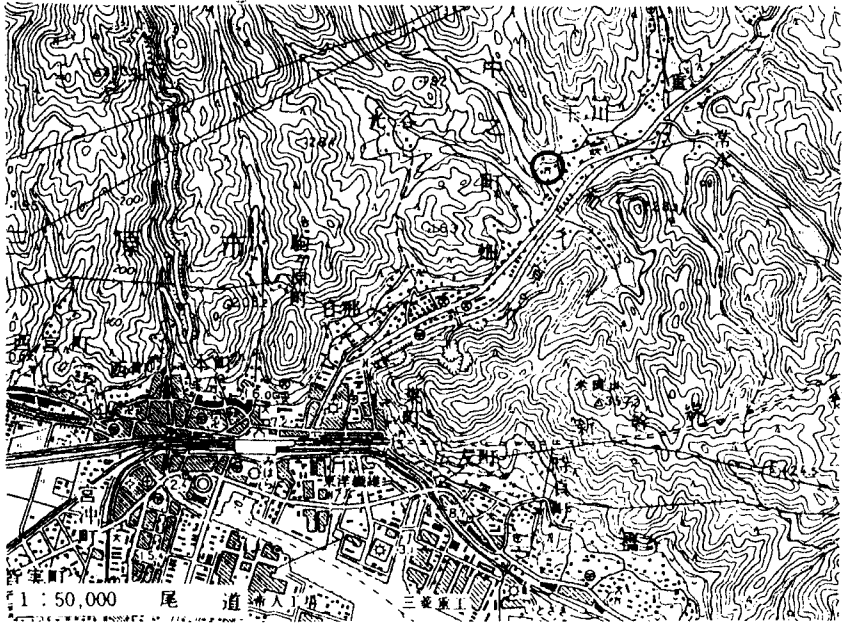
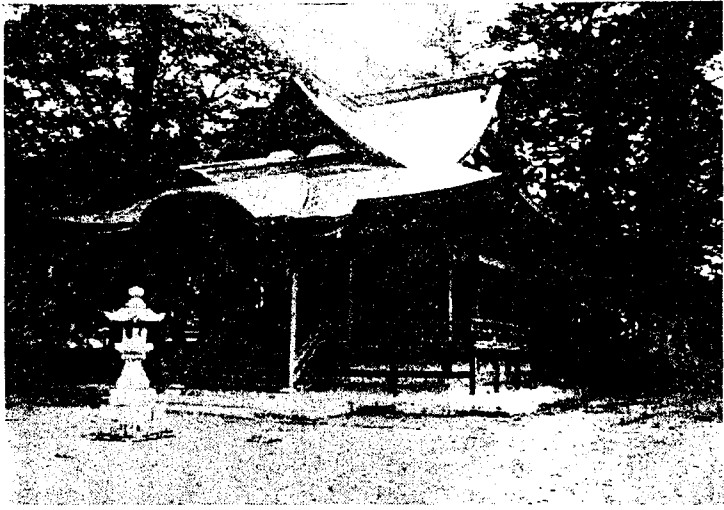


(舊社址)



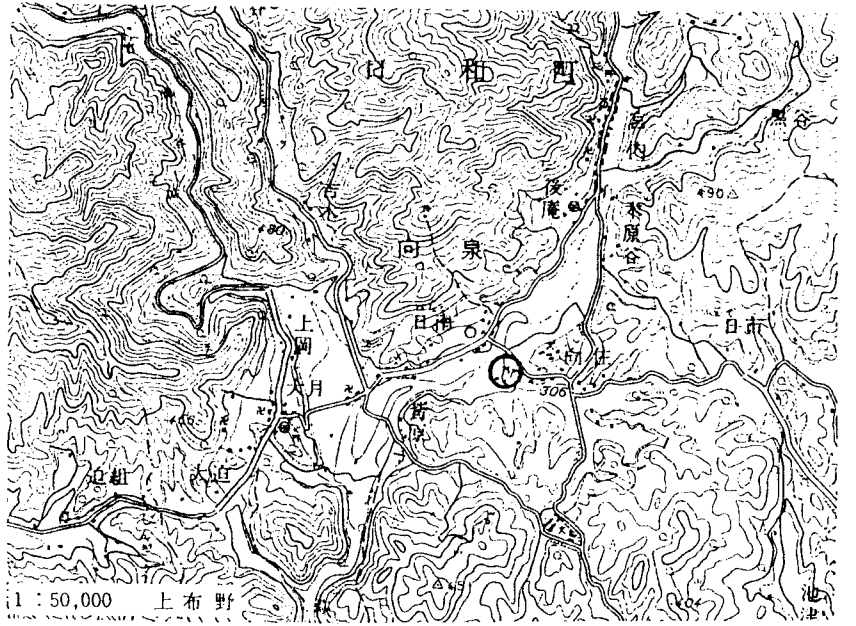
14

加羅加波神社

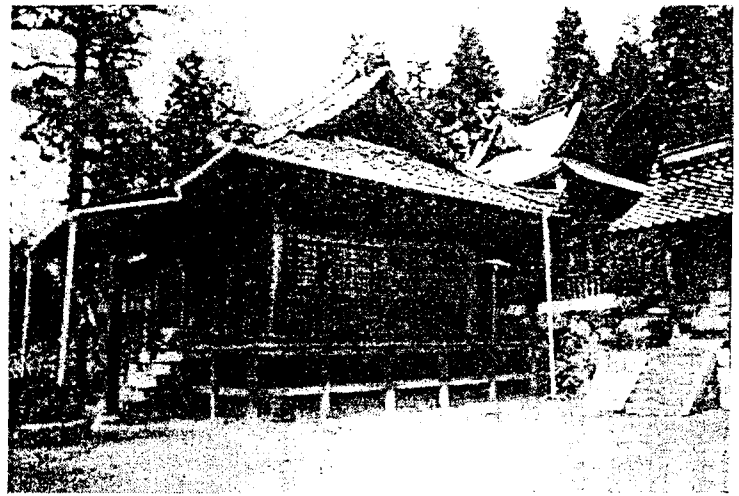


13

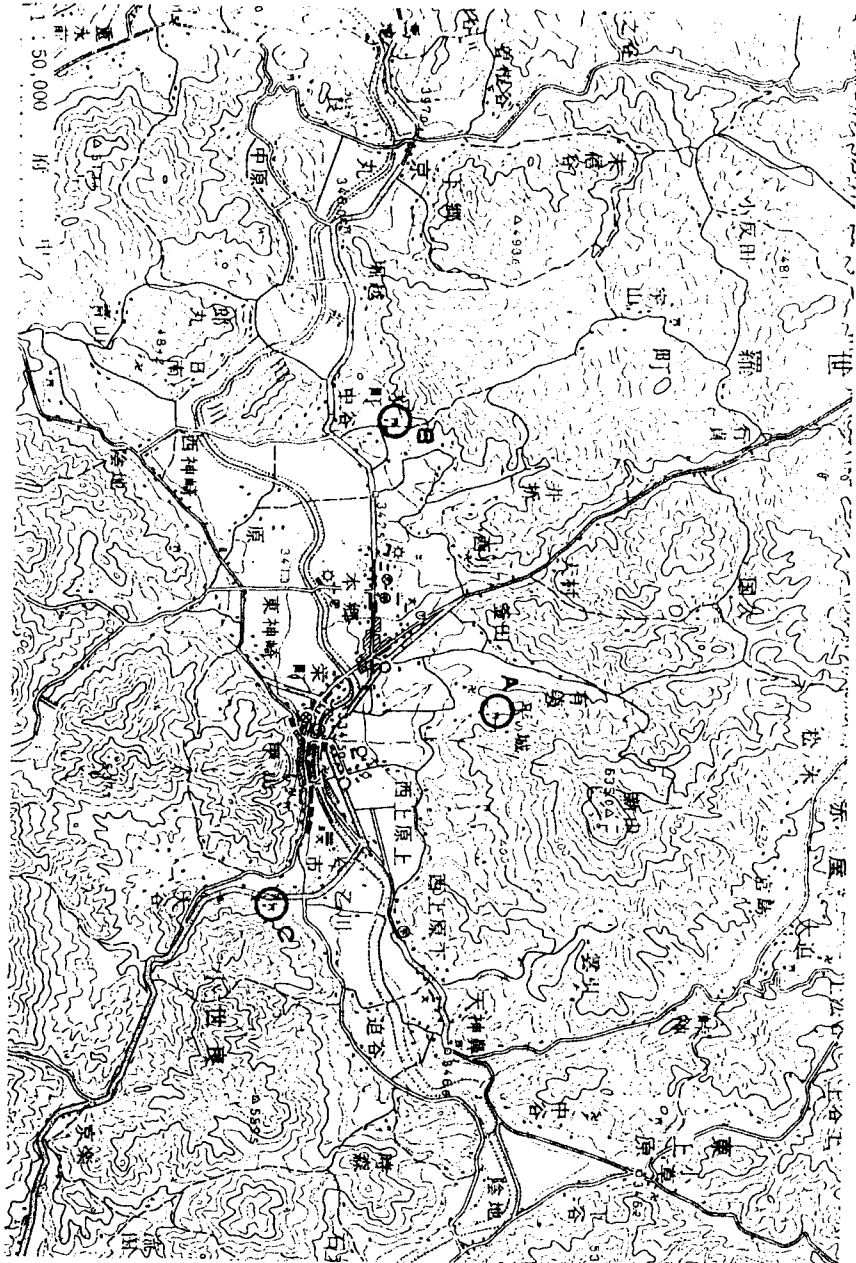
多加意加美神社



15
和理比賣神社



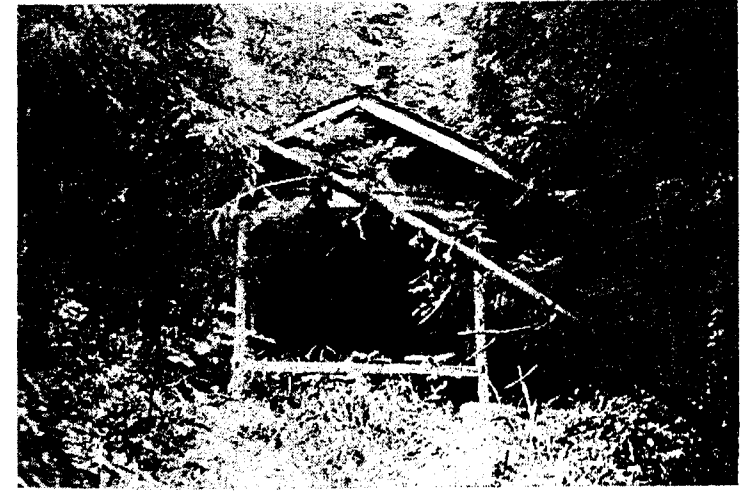
(世羅郡世羅町の和理比賣神社)



(同上)



(庄原市本村町の蘇羅比古神社)



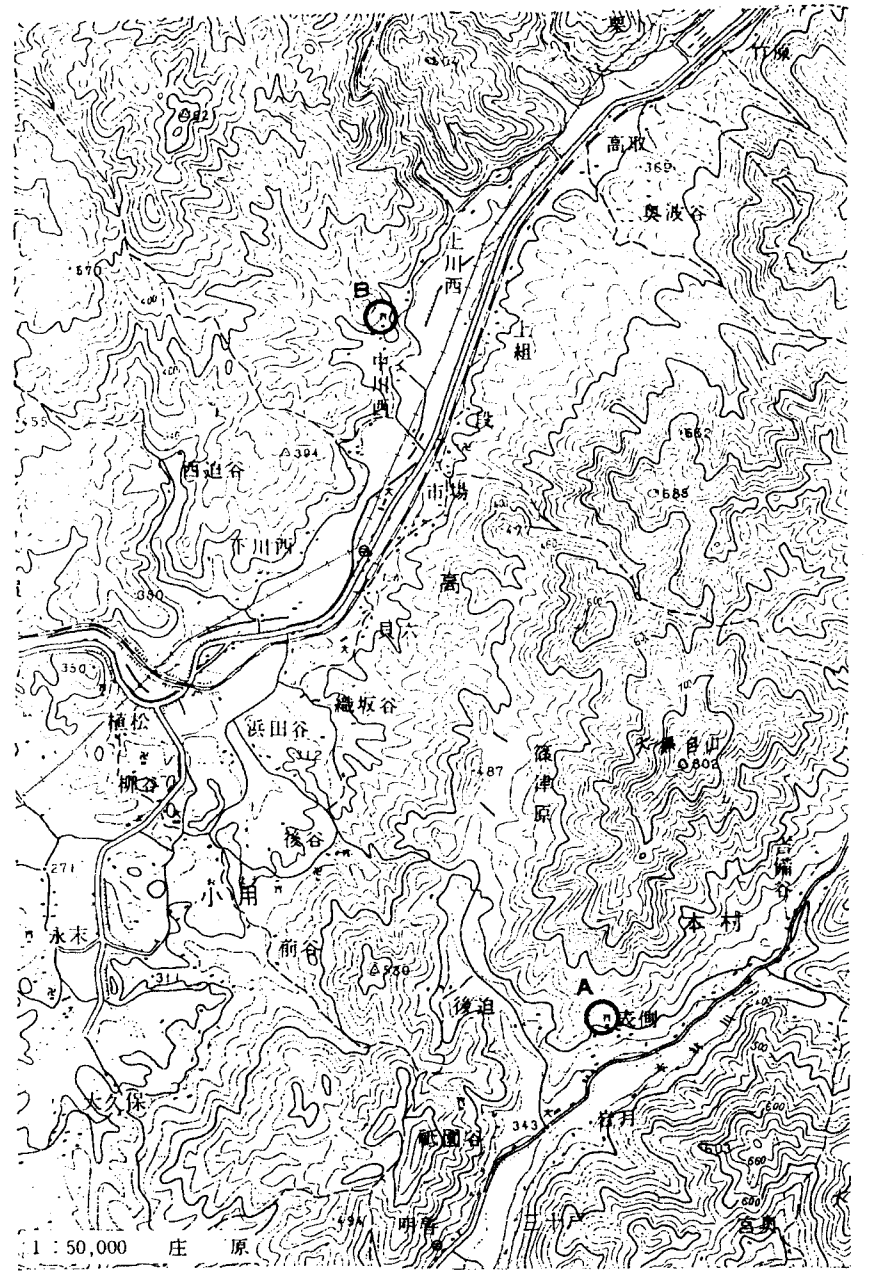
(庄原市高町の蘇羅比古神社)

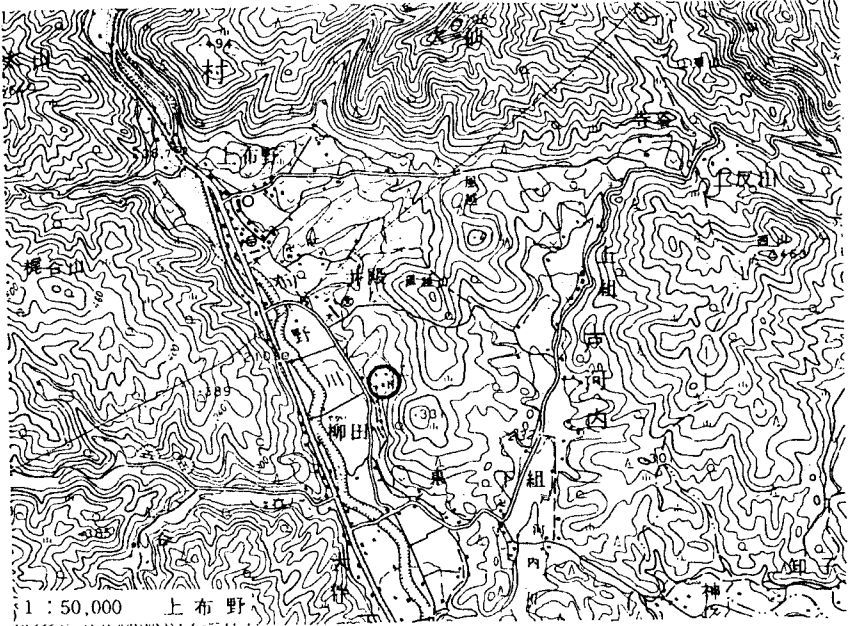


(三次市高杉町の知波夜比古神社)



(双三郡二良坂町の知波夜比古神社)





広島県(備後国・安芸国)の国史現在社22社

神名	年紀(国史)	内容	備考
大歳神 神田神	貞観二、二、二八(三代) 同	正六位上→従五位下 正六位上→従五位下	小田原式社明細書、品治郡今岡村小池谷(福山市駅家町宜山) 小田原式社明細書、安那郡山野村大谷(福山市加茂町山野) 倭名抄、品治郡神田郷向永谷村(福山市駅家町)に神田八王子社あり、のち神田神社
大神神 天照真良建雄神	貞観三、一〇、二〇(三代) 同	正六位上→従五位下 正六位上→従五位下	倭名抄、沼田郡真良郷(三原市高坂町真良)は往古備後国に属したか 芦田郡出口村(府中市出口町)に神南備明神あり、国府に近し、式内社
甘南備神	貞観九、四、八(三代) 元慶二、一、一三(三代)	従五位上→正五位下 正五位下→正五位上	沼隈郡今津村(福山市今津町)剣大明神という、『福山志料』はこれを不可という、式内社
高諸神	貞観九、四、八(三代)	従五位上→正五位下	安那郡川北村(深安郡神辺町川北)、海神でもと網付にあり、のち黄葉山上に移る、式内社
天別豊姫神	元慶三、一、一三(三代)	従五位下→従五位上	御調郡中庄村(因島市中庄町)に隠島神社あり、一説に出熊の亀甲山八幡神社境内社東明神社なりという
隠島神	元慶二、一、一五(三代)	無位→従五位下	
安芸国			
速谷神	弘仁三、七、己酉(後紀) 貞観元、正、二七(三代)	名神例兼四時幣に預かる 従五位上→従四位下	佐伯郡上平良村(佐伯郡廿日市町上平良)、式内社
伊都岐島神	貞観九、一〇、一三(三代) 弘仁二、七、己酉(後紀)	従四位下→従四位上 名神例兼四時幣に預かる	佐伯郡宮島村(佐伯郡宮島町)、式内社
多家神 伊都岐島中子天神	貞観元、正、二七(三代) 貞観九、一〇、一三(三代)	従五位下→従五位上 従五位下→従五位上	安芸郡府中村(安芸郡府中町)、式内社
大麻天神	貞観元、三、二六(三代)	正六位上→従五位下	安芸国神名帳、山方郡二位大麻明神
天社天神	同	正六位上→従五位下	安芸国神名帳、賀茂郡五位天照明神
水分天神	同	正六位上→従五位下	『芸藩通志』府中村に水分明神あり
天磐門別神	貞観五、一〇、二九(三代)	正六位上→従五位下	安芸国神名帳、国府二位天磐門別明神
在屋神	同	正六位上→従五位下	安芸国神名帳、沼田郡三位有屋明神
安芸都彦神	貞観九、一〇、一三(三代)	従五位上→正五位下	安芸国神名帳、国府正二位阿芸津彦明神
生石神	同	正六位上→従五位上	安芸国神名帳、豊田郡四位生石明神、『芸藩通志』府中村生石子神社
伊都岐島宗形小専神	同	正六位上→従五位下	安芸国神名帳、国府三位宗方小専明神
榎横神	同	正六位上→従五位下	安芸国神名帳、国府正三位榎横明神、『芸藩通志』府中村の内山田杉ノ森に神石あり
風伯神	元慶七、一、二八(三代)	正六位上→従五位下	安芸国神名帳、安南郡四位風伯明神